

公立鳥取環境大学サステナビリティ研究所施設等利用規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第110号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学サステナビリティ研究所運営規程第7条に基づき、公立鳥取環境大学サステナビリティ研究所（以下「研究所」という。）の施設及び施設内の設備・備品（以下「施設等」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(施設の区分、用途)

第2条 研究所の施設区分及びその用途は次の表のとおりとする。

施設区分		用途
事務室	隣接する倉庫含む	所長、副所長及び事務職員等の事務作業場所
ギャラリー・ホール		イベント、研修の実施や研究成果等の公開場所
研究室-1		地域イノベーション研究センター事務室
研究室-2		実験・実習の実施場所

2 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めるときは、異なる用途にも利用することができる。

(利用者、利用期間等)

第3条 施設区分毎の利用者、利用時間、利用期間は次の表のとおりとする。

施設区分	利用者	利用時間	利用期間	備考
ギャラリー・ホール	特に定めず (ただし、申請による所長の承認が必要)	平日(大学の休日除く)の午前9時から午後5時まで	3週間以内 (ただし、展示等の場合には、所長の決裁により延長できる)	
研究室-2	所長、副所長及び研究員、またはそれ以外の者で、申請により所長が承認したもの	所長が承認した時間	1年以内 (更新可)	公立鳥取環境大学関係者(教職員及び学生)以外の者が利用した場合には、利用した施設等の維持管理経費相当額を請求することができる

(利用の申請)

第4条 研究所施設等を利用する場合は、公立鳥取環境大学サステナビリティ研究所施設等利用申請書(様式第1号。以下「利用申請書」という。)を所長に提出しなければならない。ただし、公立鳥取環境大学関係者(教職員及び学生)以外の者が、使用料を納付して利用する場合は、公立大学法人公立鳥取環境大学固定資産の貸付に関する規程による手続きを行わなければならない。

(利用の承認)

第5条 所長は、前条の規定による申請が、研究所運営に支障を及ぼすことがなく、かつ適当であると認めるときは、これを承認し、公立鳥取環境大学サステナビリティ研究所施設等利用

承認書（様式第2号）により、申請者に通知する。

（申請事項の変更）

第6条 前条の規定により承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用申請書の記載事項に変更が生じた時には、速やかに届け出て、承認を得なければならない。

2 変更の承認については、前条の規定を準用する。

（利用承認の取り消し）

第7条 所長は、利用者が次の各号に該当するときは、施設等の利用の承認を取り消し又は一定期間当該施設等の利用を中止させることができる。

- （1）この規程に違反したとき。
- （2）施設等の利用に重大な支障を生じさせたとき又はその恐れのあるとき。
- （3）その他、利用させることが不相当と認められたとき。

（遵守事項）

第8条 利用者は、次の各号の内容を遵守しなければならない。

- （1）研究所の目的に沿うこと。
- （2）この規程による承認条件
- （3）所長の指示
- （4）機器、器具等の無断持ち込み又は無断持ち出しの禁止
- （5）機器、器具等を運搬及び使用する際の安全性の確保

（報告）

第9条 所長は、利用者に対して施設等の利用状況やその他利用に係る事項について報告を求めることができる。

2 利用者は、施設等の利用を終了し又は中止するときは、速やかにその旨を報告しなければならない。

（所長の立ち入り）

第10条 利用者は、所長が職務上利用場所へ立ち入るときは、特別な理由が無い限り、これを拒むことができない。

（原状回復の義務）

第11条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第12条 利用者は、施設等の利用において、故意若しくは重大な過失により施設等を破損、滅失又は汚損させたときは、速やかに届け出るとともに、これを原状に回復するか又はその損害を賠償しなければならない。

2 第7条の規定に基づく利用承認の取り消しによって利用者が被った損害に関しては、公立鳥取環境大学は賠償の責めを負わない。

（委任）

第13条 この規程に定めるもののほか、研究所の施設等の利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 34 号）  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 17 号）  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

公立鳥取環境大学サステイナビリティ研究所  
所長 様

【利用申請者（機関の長、代表者）】

所属：

氏名： 印

【連絡先】

住所：

電話番号：

F A X：

メールアドレス：

### 公立鳥取環境大学サステイナビリティ研究所施設等利用申請書

公立鳥取環境大学サステイナビリティ研究所の施設等を利用したいので下記のとおり申請します。

記

1. 利用施設等
2. 利用目的
3. 持ち込み機器、器具等
4. 利用期間、利用時間
5. 利用者

以上

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（機関の長、代表者）

様

公立鳥取環境大学サステイナビリティ研究所  
所長

**公立鳥取環境大学サステイナビリティ研究所施設等利用承認書**

年 月 日付申請に係る施設等の利用については、下記の条件を付してこれを承認します。

記

1. 承認条件

以上